

改正概要説明書	
国名：ルーマニア	法令名：商標規則
改正情報： 2010年11月10日改正 2010年12月5日施行	
<p>改正概要：</p> <p>ルーマニアの商標法は、欧州共同体商標(CTM)の制度と整合するよう改正されており、出願の審査においては、方式審査のほか識別性の具備や公益に反しないか否か等の絶対的登録要件が職権で審査された後に公告され、他人の先行商標との抵触等についての相対的登録要件は第三者の異議申立を待って審査する制度を採用している。今回の規則改正は審査手続の変更に伴う事項及び異議申立手続に関連する事項が追加されあるいは変更されている(改正規則 20 等)。</p> <p>商標登録の対象としてホログラム商標が認められたため、規則においてもホログラム商標の出願手続について追加した(改正規則 10)。</p> <p>欧州共同体商標との関連では、第 V 章を新たに設け、ルーマニアからの出願手続、ルーマニアにおける既存登録との関係、共同体商標出願を国内商標出願に変更する場合の規定を追加した(改正規則 25～27)。</p> <p>さらに、審判制度の充実を図る改正により、審判委員会の構成や権限、審判手続の準備や議事進行、決定の記載事項等について詳細な規定を追加した(改正規則 48～54)。</p>	
<p>改正内容：</p> <p>第 I 章 総則</p> <p>・規則 1 (定義)</p> <p>旧規則 1 を修正した。「世界知的所有権機関公報」「OHIM」「共通規定」「利害関係人」「商標の使用」「使用範囲」「地理的範囲」「周知商標の知名度の程度」についての定義が新規に定められた。なお、「国家商標登録簿」は、商標法第 3 条(k)で「商標登録簿」が定義されたため、規則からは削除された。</p> <p>・規則 2 (法の適用範囲)</p> <p>旧規則 2(1)は「商標は、法規にしたがって、ルーマニアが加盟国である同盟、条約及び協定の規定を遵守してルーマニアで保護される」と規定していたが削除され、旧(2)が本規則(1)に、旧(3)が本規則(2)に規定された。</p> <p>・規則 3 (図柄で表示することができる標識としての商標)</p> <p>商標法第 2 条の「図柄で表示することができる標識」から構成される商標、第 5 条(1)(m)</p>	

所定の「高度の象徴的価値の標識」等についての規定を新設した。

・規則 4 (保護の取得)

商標の保護は、国内出願、マドリッド協定、マドリッド協定議定書、共同体商標のいずれによっても受けられる旨の規定を新たに設けた。

・規則 5 (公用語)

旧規則 3 の内容に地理的表示についての表記を加えて本規則に移行した。

・規則 6 (職業代理人による代理)

旧規則 4 について、代理人がなく、かつ国内に住所等がない出願人の国内連絡先の指定義務、欧州連合等の域内に住所や営業所等を有しない商標所有者等の代理人強制についての規定を追加して本規則に移行した。

・規則 7 (複数の出願人又は所有者)

旧規則 5 について、代理人は単独で複数の出願人の代理を務めることができる旨の規定を追加し、本規則に移行した。

・規則 8 (期間)

旧規則 6 について、商標法第 22 条に規定する実体審査をする公告後 6 月等の期間を延長請求できること及び不可抗力によって期限を徒過した場合の措置についての規定を追加し、本規則に移行した。

・規則 9 (署名)

旧規則 7 につき、書類の提出日に関する規定に電子媒体による書類の提出の規定を追加し、本規則に移行した。

第 II 章 商標登録出願

・規則 10 (出願の様式及び内容)

旧規則 9 につき、ホログラム商標を出願する方法の規定及び博覧会優先権を主張する場合の証明書の記載内容の規定を追加し、本規則に移行した。

・規則 11 (商品及びサービスの一覧)

旧規則 10 の表題「商品及びサービスの分類表」を変更し、ルーマニア発明商標庁(OSIM)は出願に係る商品・サービスの分類手続をする旨及び過誤があった場合には修正する旨の

規定を追加し、本規則に移行した。

・ **第 III 章 商標登録手続**

章の表題を「商標登録手続及び登録更新」から改めた。

・ **規則 12 (OSIM に対する商標登録出願)**

旧規則 8 につき、出願手段として電子出願の場合を追加し、また、受領された出願は直ちに審査に回付する旨の規定を追加して本規則に移行した。

・ **規則 13 (正規の出願)**

旧規則 12 につき、OSIM の商標部による正規の出願の要件審査、所定の手数料納付、ニース分類点検、図形商標へのウィーン分類付与、外国出願人の代理人強制、出願日の通知、欠陥ある場合の効果についての規定を追加して本規則に移行した。

・ **規則 14 (商標登録出願の分割)**

旧規則 11 につき、分割出願の遡及効を明記して本規則に移行した。

・ **規則 15 (優先権主張)**

旧規則 13 の表題「先の出願の優先権及び博覧会優先権」を変更し、引用条文を修正して本規則に移行した。

・ **規則 16 (出願の公告)**

表題を「商標の公告」から改め、旧規則 18 について、公告される商標は正規の出願と認定されて出願日が付与されたものが電子的に公告される旨を追加し、公告事項に図形商標のウィーン分類及び出願公告日を追加して本規則に移行した。

・ **規則 17 (意見)**

識別力欠如等の絶対的拒絶理由違反についていわゆる情報提供を行う場合の要件と効果について新たな規定を設けた。

・ **規則 18 (異議申立)**

旧規則 19 につき、異議申立の理由を商標法第 6 条所定の相対的拒絶理由と修正し、また、理由補充期間の延長請求、国内登録とマドリッド協定及びマドリッド協定議定書に基づく国際登録の各公告日、異議の基礎とされた商標の使用証拠が不提出の場合の効果、異議の一部認容についての規定をそれぞれ追加し、本規則に移行した。

・規則 19（周知性の決定及び証明）

旧規則 16 の表題「周知の事実の決定及び証明」を改め、周知商標の認定評価に関する規定を補充して本規則に移行した。

・規則 20（商標登録出願の審査手続）

実体審査の期間及び手続、絶対的拒絶理由がある場合の仮拒絶の通知、相対的拒絶理由に基づき異議申立が行われた場合の異議申立審査委員会による審理、その他実体審査の手続についての詳細な規定を新たに設けた。

・規則 21（商標登録）

旧規則 17 に規定されていた審査の時期、公告時期、権利の一部放棄、一部拒絶等が削除され、登録の条件及び登録公告事項を規定し、本規則に移行した。

・規則 22（商標登録簿への商標登録の記入）

登録された商標の商標登録簿への記入、登録公告及び登録証交付の手数料、登録証の認証謄本の請求について新たに規定された。

・第 IV 章（国際商標登録）

旧規則の「第 8 章 商標の国際登録」の内容を本章に移行した。

・規則 23（商標の国際登録出願）

旧規則 35 につき、ルーマニアから国際出願をする場合に WIPO に対する手数料納付証明の提出及び事後指定の送達についての規定を追加して本規則に移行した。

・規則 24（ルーマニアにおける国際登録の効果）

旧規則 36 につき、ルーマニアを指定する国際出願の審査結果は WIPO に転送される旨の規定を追加して本規則に移行した。

・第 V 章（共同体商標）

新たに本章を設けて挿入した。

・規則 25（共同体商標の登録出願）

ルーマニアから欧州共同体商標 (CTM) を出願する場合の手続についての規定を新設した。

・規則 26（国内商標の先順位の主張）

ルーマニアにおける既存の登録に基づく先順位 (シニオリティ) の主張についての規定を

新設した。

・規則 27 (共同体商標出願の変更)

共同体商標の出願又は登録をルーマニアの国内商標に変更する場合の手続について新たな規定を設けた。

・第 VI 章 (補正)

旧規則の第 4 章の内容を本章に移行した。

・規則 28 (商標登録出願の補正)

旧規則 22 につき、出願に出願人の責めに帰すべき過誤がある場合、その訂正の請求及び公告についての規定を追加して本規則に移行した。

・規則 29 (登録商標の補正)

旧規則 23 につき、登録又は公告に商標所有者の責めに帰すべき過誤がある場合、その訂正の請求及び公告についての規定を追加して本規則に移行した。

・規則 30 (商標所有者/代理人の名称又は住所/登録事務所の変更)

旧規則 24 につき、商標所有者の変更の際の代理人の代理権の証明及び変更が本人の意思でない場合の手数料不発生の規定をそれぞれ追加して本規則に移行した。

・規則 31 (商標登録の更新)

旧規則 21 につき、商標登録の更新証明書手数料についての規定を追加し、また、更新の要件不備の場合の効果を登録簿からの削除から更新拒絶に変更して本規則に移行した。

・第 VII 章 (商標における権利の移転：譲渡、ライセンスその他の権利)

旧規則の第 5 章の内容を本章に移行した。

・規則 32 (商標の譲渡の記録を求める請求)

旧規則 25 につき、手数料不納の場合は譲渡請求の効果が生じない旨を追加して本規則に移行した。

・規則 33 (所有者の変更)

旧規則 26 につき、変更される所有者の商標が複数の場合の取扱い、及び商標を担保に供することができる旨の規定を追加して本規則に移行した。

・規則 34 (譲渡の記録)

旧規則 27 につき、商品・サービスの一部に係る分割譲渡の場合及び譲渡が公告されない場合の効果についての規定を追加して本規則に移行した。

・規則 35 (ライセンスその他の権利の記録)

旧規則 28 につき、ライセンス記録請求書の記載事項として代理人に関する事項、法人の場合の属性及び設立国、ライセンスの期間及び地域を追加し、また、記録請求書不納の場合の効果、記録請求人適格、対象商標が複数ある場合の一括記録請求の要件についての規定を追加して本規則に移行した。

・第 VIII 章 (商標に係る権利の喪失)

旧規則の第 6 章「商標に係る権利の終結」の表題を改めて本章に移行した。

・規則 36 (権利の喪失)

商標に係る権利の消滅事由を列記して新設した。

・規則 37 (保護期間の満了)

旧規則 30 の表題「無効」を改め、また、商標法の改正に伴い引用条文を修正した。

・規則 38 (放棄)

旧規則 31 の規定を移行した。

・規則 39 (商標登録の取消)

旧規則 32 の表題「取消請求及び無効請求」を改め、無効請求も取消請求と用語を統一した。また、権利の消滅についての確定判決は公告されて登録簿に掲載する旨の規定を削除した。

・第 IX 章 (団体標章及び証明標章)

旧規則の第 7 章の内容が本章に移行された。

・規則 40 (団体標章の保護)

旧規則 33 に定められていた使用規約に関する規定が削除され、また、引用条文が修正されて本規則に移行した。

・規則 41 (証明標章の保護)

旧規則 34 における使用規約に関する規定が商標法第 57 条(2)を引用する形に変更されて

本規則に移行した。

・ **第 X 章（地理的表示）**

旧規則第 9 章が本章に移行した。

・ **規則 42（地理的表示の保護）**

旧規則 37 につき、地理的表示に係る商品が一定地域を原産地とする事実のみでは保護されない旨の規定を追加して本規則に移行した。

・ **規則 43（地理的表示の登録出願）**

旧規則 38 につき、明細書の発行元が「農業食料産業省」から「専門中央政府機関」に変更されて本規則に移行した。

・ **規則 44（地理的表示の登録手続）**

旧規則 39 の内容が本規則に移行した。

・ **規則 45（明細書の補正）**

旧規則 40 の内容が本規則に移行した。

・ **規則 46（地理的表示を使用する権利の更新請求）**

旧規則 41 において所定の確認書の発行元が「農業食料産業省」から「専門中央政府機関」へと変更されて本規則に移行した。

・ **規則 47（地理的表示に係る権利の保護）**

旧規則 42 につき、決定権者が長官又は長官代理から審査官に変更され、また、地理的表示を使用する権利を取り消す確定判決を公告し登録簿に記入する旨の規定を追加して本規則に移行した。

・ **第 XI 章（審判委員会）**

旧規則の第 11 章が本章に移行した。

・ **規則 48（審判委員会）**

審判委員会の機能について明文規定が新たに設けられた。

・ **規則 49（審判委員会の構成及び権限）**

旧規則 45 につき、審判委員会の構成について委員長は OSIM 長官又はその委嘱先である

旨の規定を追加して内容を整備するとともに事務局の規定を追加し、また、引用条文を修正して本規則に移行した。

・規則 50 (審判請求の解決手続)

旧規則 46(1)-(5)につき、電子的手続、ルーマニア語使用義務、審判手続の進行についての規定を追加して本規定に移行した。

・規則 51 (審判請求会議の準備)

旧規則 46(7)(9)について、委員長の職務、書類の準備方法についての内容を追加して独立した条文に改めた。

・規則 52 (会議及び討議)

旧規則 46(11)(12)につき、会議の公開原則、職権審理、委員長の発問権、請求人の発言権、議事録の作成、議事進行等について詳細の規定を追加して本規則に移行した。

・規則 53 (審判委員会の決定)

旧規則 47 につき、委員長の決定権、議事録作成、決定の記載事項、多数決による決定、決定の種類等について詳細な規定を追加して本規則に移行した。

・規則 54 (審判請求の証拠保管)

審判手続の記録について規定し、審判請求登録簿の記録事項及び審判委員会の決定登録簿の記録事項を列挙する規定を新設した。

・第 XII 章 印刷された様式及び登録簿

旧規則第 12 章の表題「印刷された様式及び登録簿；最終及び経過規定」を改めた。

・規則 55 (OSIM の印刷された様式)

旧規則 48 を本規則に移行した。

・規則 56 (商標登録簿)

旧規則 49 で商標登録簿の記載事項から「登録商標に係る強制執行の記録」を除外し、その他を本規則に移行した。

・規則 57 (地理的表示登録簿)

旧規則 50 の内容を本規則に移行した。

• 規則 58 (最終及び経過規定)

長官の実施規則等の制定権について旧規則 51 の内容を移行した。